



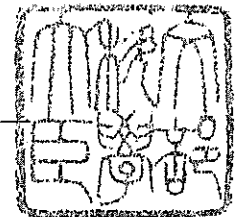
元文科高第 883 号
中央教育審議会

次の事項について、理由を添えて諮問します。

高等専門学校設置基準の改正について

令和 2 年 1 月 22 日

文部科学大臣 萩生田 光



(理由)

平成 30 年 11 月 26 日に、2040 年に向けた高等教育のグランドデザインについて答申をいただいたところである。

同答申においては、高等専門学校の高度化、国際化により教育の質を高めていくことについて提言いただいたところである。

提言を踏まえ、高等専門学校における大学等との連携強化や留学の促進を図るため、文部科学省において、別紙のとおり、高等専門学校設置基準の改正を行う必要があるので、学校教育法第 123 条において準用する同法第 94 条の規定に基づき、標記の諮問を行うものである。

(別紙)

高等専門学校設置基準改正要綱（案）

第一 高等専門学校以外の教育施設等における学修に関する改正

高等専門学校は、教育上有益と認めるときは、他の高等専門学校における学修及び他の教育施設等における学修並びに外国における学修等について合計 60 単位まで、自校における授業科目の履修により修得したものとみなし、又は認定することを可能とすること。

第二 履修証明制度に関する改正

高等専門学校は、高等専門学校の定めるところにより、当該高等専門学校の学生以外の者で特別の課程を履修する者について単位を与えることができることとするとともに、この場合の要件その他所要の規定を整備すること。

第三 施行期日

この改正は、公布の日から施行するものとする。

【参考】本諮問の根拠条文

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第三条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

第九十四条 大学について第三条に規定する設置基準を定める場合及び第四条第五項に規定する基準を定める場合には、文部科学大臣は、審議会等で政令で定めるものに諮問しなければならない。

第二百二十三条 第三十七条第十四項、第五十九条、第六十条第六項、第九十四条（設置基準に係る部分に限る。）、第九十五条、第九十八条、第百五条から第百七条まで、第百九条（第三項を除く。）及び第百十条から第百十三条までの規定は、高等専門学校に準用する。